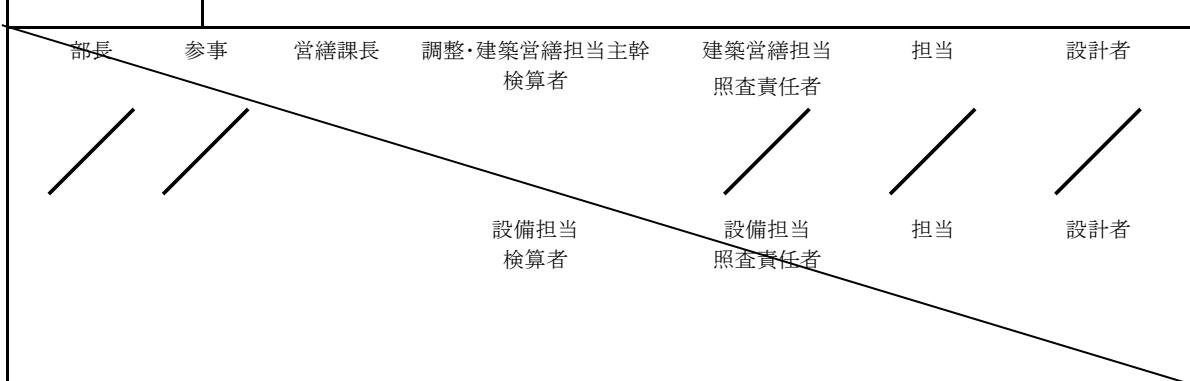


前金	部分払
有	一回

平成29年度當地調第46号  
津市櫛形市民館排水設備改修工事

工事場所	津市 分部 地内					
工 期	平成30年1月9日まで					
工事概要	排水設備改修 中継ポンプ槽ユニット 1基 ※上記に係る機械設備工事等 一式					
						

部長 参事 営繕課長 調整・建築営繕担当主幹  
 検算者 建築営繕担当 照査責任者 担当 設計者  
 担当 設計者

設備担当  
 検算者  
 設備担当  
 照査責任者  
 担当  
 設計者

名 称	数 量	単位	金 領	備 考
直接工事費				
機械設備	1	式		
電気設備	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		
工事費	1	式		

機械設備				
名 称	数 量	単位	金 領	備 考
排水設備	1	式		
計				

## 機械設備 細目別内訳

3

機械設備		排水設備			排水設備	
名 称	摘 要	数 量	単位	単 價	金 額	備 考
排水・硬質ホリ 塩化ビニル管 (VP)	地中配管 40A	1	m			
排水・硬質ホリ 塩化ビニル管 (VP)	地中配管 50A	9	m			
排水・硬質ホリ 塩化ビニル管 (VP)	地中配管 75A	2	m			
排水・硬質ホリ 塩化ビニル管 (VP)	地中配管 100A	41	m			
排水・硬質ホリ 塩化ビニル管 (VU)	地中配管 125A	2	m			
小口径塩ビインパート 桿 1	100-200-45YS H450 塩ビ蓋	1	組			
小口径塩ビインパート 桿 2	100-200-90Y H500 塩ビ蓋	1	組			
小口径塩ビインパート 桿 3	100-200-90L H630 塩ビ蓋	1	組			
小口径塩ビインパート 桿 4	100-200-90L H790 塩ビ蓋	1	組			
小口径塩ビインパート 桿 5	100-200-90Y H350 防護蓋(T-8)	1	組			
小口径塩ビインパート 桿 6	100-200-90L H500 防護蓋(T-8)	1	組			
小口径塩ビインパート 桿 7	100-200-90L H530 防護蓋(T-8)	1	組			
小口径塩ビ雨水桿 A	100-200-90Y H500 塩ビ蓋	1	組			
中継ポンプ槽ユニット (耐圧T-6)	FRP製污水槽、ポンプ φ 50×0.15m <sup>3</sup> /min×0.4kW×2 制御盤等付属品 二次側配線、搬入据付共	1	組			
土間コンクリート 撤去復旧	カッターアクション 20m <sup>2</sup> 程度	1	式			
アスファルト舗装撤去復 旧	A-5-15 カッターアクション	1	式			
既設管接続費		1	式			
掘方埋戻し		1	式			
既設撤去費	配管、桿、 既設浄化槽撤去 碎石埋戻し含む	1	式			
発生材処分費	運搬費共 他工事分含む	1	式			

機械設備		排水設備			排水設備	
名 称	摘 要	数 量	単位	単 價	金 額	備 考
計						

電気設備					
名 称	数 量	単位	金 額	備 考	
電気設備	1	式			
計					

## 電気設備 細目別内訳

6

電気設備		電気設備		電気設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 價	金 頤	備 考
耐衝撃性 硬質ビニル管 (HIVE)	露出配管 22mm	7	m			
金属製 可とう電線管(F) (ビニル被覆有)		1	式			
600Vビニル絶縁 ビニルシースケーブル平形 (VVF)	2.0mm- 3C ビット・天井	19	m			
600Vビニル絶縁 ビニルシースケーブル平形 (VVF)	2.0mm- 3C 管内	3	m			
600V CVケーブル	5.5mm2- 3C ビット・天井	10	m			
600V CVケーブル	5.5mm2- 3C 管内	4	m			
1種金属線び (MM1)	A型 (25.4mm)	3	m			
1種金属線び (MM1)	B型 (40.4mm)	2	m			
1種金属線び付属品	コナーボックス、シヤンクションボックス	1	式			
ボックス類		1	式			
ブルボックス	100x100x100 VE WP	2	個			
防水コンセント	2P15A×2 接地極付	2	個			
既設電灯盤改造	ELB2P50/20x1、ELB2P50/30x1増設	1	式			
壁貫通処理		1	式			
計						

## 特記仕様書

### 【部分下請負通知書に関する事項】

受注者は、工事の一部分について下請負させる場合は、部分下請負通知書を監督員に提出すること。なお、下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者を含む）の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付すること。

### 【現場の管理に関する事項】

受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、氏名、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させること。

なお、作業者についても受注者名が分かるよう配慮すること。

### 【安全対策に関する事項】

工事期間中の運搬車両及び重機等による騒音振動等については、周辺地域に及ぼす影響を最小限にくい止めると共に安全対策を講じること。また、施工に伴う公衆災害及び労働災害の防止に努めること。

なお、大型車両が出入りするとき、または、工事関係車両の出入りが頻繁になるときは、誘導員を配置して事故防止に努めること。

### 【前払い金に関する事項】

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、請負代金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いをするものとする。

### 【三重県産業廃棄物税に関する事項】

本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払い請求を行うこと。

なお、この期間を越えて請求することはできない。また、設計数量を越えて請求することはできない。

### 【施工体制台帳】

受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請負金額に関わらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。

### 【完成報告書】

工事完成報告書の提出部数は3部とする。

### 【木材の調達の目標】

本工事における木材の使用に当たっては、原則として地域産材（注1）を優先し、調達できない場合は県産材（注2）を使用するものとする。

なお、県産材については「三重の木」認証材を優先して使用するものとする。

注1 「地域産材」とは、津市内の森林から産出された木材で製材業者、津地区木材共同組合、津西部木材流通共同組合及び美杉木材共同組合の産地証明のあるものをいう。

また、集成材にあっても、構成する材は「地域産材」を優先使用したものであることとする。

注2 「県産材」とは、三重県内の森林から産出された木材とし、「三重の木」とは、三重県産の丸太を使用し、一定の基準に適合することを「三重の木」利用推進協議会により認証された木材製品をいう。

### ＜名札の例＞

写 真 2cm×3cm 程度	主任・監理技術者 氏 名 ○○ ○○ 工事名 ○○○○○工事 工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会 社 ○○○○株式会社 印
----------------------	--

注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2) 印は所属会社の社印とする。

**【再生碎石（RC-40）の使用についての留意事項】**

再生碎石を納入の都度、監督員に納品伝票（写し）を提出すること。

再生碎石の使用にあたっては、監督員に確認を受けた再生碎石以外の再生碎石等が混入しない対策や、施工前に異常（異物の混入、軽いなど）を発見した場合は、使用しないなどの品質管理に努めること。

# 暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

## 1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに關し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年津市訓第34号）において使用する用語の例による。

## 3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに、所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。

なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

## 4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記3の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

## 5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

## 配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

### 記

- 1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。